

小樽市立山の手小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

平成25年6月「いじめ防止対策推進法」（以下「法」と記述）が成立し、北海道では平成2年4月に「北海道いじめ防止に関する条例」を施行するとともに、同年8月に「北海道いじめ防止基本方針」（以下、道の基本方針と記述）を決定しました。

法の施行後もいじめにより尊い命が失われる事案や、一部の教職員がいじめの問題を抱え込むなど後を絶たず、国は平成29年3月に「いじめ防止等のための基本方針」を改定し、道においても国の動向を踏まえ、平成30年2月に道の基本方針を改定しました。

小樽市では、児童生徒の尊厳を守るために家庭や市民とともに、いじめ問題に真剣に取り組み、人権に対する理解を深め地域社会全体でいじめのような人権侵害から児童生徒を守る意識の高揚につながるよう平成27年3月「小樽市いじめ防止対策推進条例」（以下「条例」と記述）制定し、条例第11条の規定に基づき、同年4月「小樽市いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」と記述）を定めました。小樽市においても、国・道の動向を踏まえ、令和元年5月に基本方針の改定を行いました。

これに基づき、小樽市立山の手小学校では、「いじめはどの学校でも、どの学級にも、どの児にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「小樽市立山の手小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

目 次

(1) はじめに	1
(2) いじめとは	2
(3) いじめの基本認識	2
(4) いじめの解消	3
(5) いじめの禁止	3
(6) 学校いじめ防止基本方針策定の意義	3
(7) 学校におけるいじめ防止などの組織対策	4
(8) 学校におけるいじめ防止の取組	5
(9) 早期対応の流れ	7
(10) インターネット上等のいじめについて	8
(11) 新型コロナウイルス感染症のいじめについて	9
(12) 重大事態への対処	10
(13) いじめ早期発見のためのチェックリスト	11
(14) いじめ対応チェックリスト	12
(15) いじめ防止対応年間指導計画	13

I いじめの理解

■ (1) いじめとは ■ (『いじめ防止対策推進法第2条「いじめの定義」を参照して)

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものとします。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、客観的に判断し、対応に当たります。

■ (2) いじめの基本認識 ■

①いじめを受けた児童生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状態等を踏まえ、客観的に判断し、対応します。

②インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応します。

③児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけではなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応します。

なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第23条に基づいて設置する組織（以下「学校いじめ対策委員会」という。）で情報共有して対応します。

④「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。

日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくありません。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応します。

⑤児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「発達障がいを含む障がいのある児童生徒」や「海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒」、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒」、「東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）」「新型コロナウイルス感染症を発症した児童、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となった児童」等学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

■ (3) いじめの解消 ■

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとします。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視します。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有します。「学校いじめ対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策委員会」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断することが大切です。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要があります。

II いじめの禁止（条例第4条）

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童生徒の心に長く深い傷を残すものです。いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってははいけません。

III 学校いじめ防止基本方針策定の意義

意義

学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となります。いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながります。加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながります。

学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応のあり方、教育相談体制の充実、児童生徒の指導体制の確立、校内研修の充実などが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る内容を盛り込みます。

内容の中核

- ・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりに向けた取組の方針
- ・いじめの防止等に向けた具体的な指導内容のプログラム化
- ・いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）の明示
- ・アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアルの作成（「早期発見・事案対処マニュアル」の策定等）
- ・学校いじめ防止基本方針におけるアンケート調査、個人面談の実施や、結果の検証及び組織的な対処方法の設定
- ・「チェックリストを作成・共有して全職員で実施する」などの具体的な取組
- ・「学校いじめ対策組織」の取組の行動計画となるような年間を通じた具体的な活動・事案対処に関する教職員の資質能力の向上に向けた校内研修の実施計画
- ・加害児童生徒に対する成長支援の観点を踏まえた加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針
- ・「学校いじめ対策組織」を中心としたPDCAサイクルによる点検、見直しの取組

IV 学校におけるいじめ防止等の対策組織（いじめ防止委員会）

意義

- ・いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず、学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となります。
- ・心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家が参加しながら対応することなどにより、より実効のないいじめの問題の解決に資することが期待されます。

取組の留意点

- ・自校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により学校の実情に応じて構成します。
- ・可能な限り、「心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家の参加を得ます。
- ・個々のいじめの防止・早期発見・事案対処に当たって、関係の深い教職員を追加します。
- ・教職員同士の日常的なつながり、同僚性を向上させるとともに、学校はいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な組織とします。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参画を得て進めます。

構成員

○校長 ○教頭 ○生徒指導部長 ○生徒指導部担当 ○養護教諭 ○低ブロック1名
○中ブロック1名 ○高ブロック1名 ○（当該担任） ○（市費スクールカウンセラー）

※事態の推移、広がり、特殊性等、状況に応じて構成員の変動があります。

※場合によって、警察、医療機関、弁護士、スクールソーシャルワーカー、教育支援コーディネーター等の外部専門家に加わっていただきます。

主な内容について

- ①アンケート調査、教育相談等の結果を分析し、いじめとして対応すべき事案か否かを判断します。
- ②判断が難しい場合は、関係者と協力・連携し、事実関係の把握をします。
- ③被害児童の心身のケアに努めます。
- ④加害児童の指導を行い、単に謝罪や責任を問うことばかりでなく、児童の人格の成長を重視して、再発防止に努めます。
- ⑤十分な効果が期待できない場合には、教育委員会と連携を図り、所轄警察署等にも相談し、対処します。
- ⑥児童の生命、身体、財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに所轄警察署に通報し、教育委員会の指示に従い必要な対応を行います。
- ⑦定例のいじめ防止委員会は、学期に1回程度開催します。
- ⑧いじめ事案の発生時は、緊急対策会議を開催し、調査・対応にあたります。
- ⑨いじめ事案の内容や対応等については、職員会議で報告し共通理解を図ります。

V 学校におけるいじめ防止の取組（未然防止・早期発見・早期対応）

「いじめ」問題では、「いじめが起こらない学級・学校づくり」など、未然防止に取り組むことが重要です。全職員が「いじめはどの学校にも、どの学級にも起こる可能性がある」と考え、児童の好ましい人間関係を築き、児童の豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に真剣に取り組む必要があります。児童や保護者の意識や背景、地域・学校の特性を把握し、年間を見通した計画をたて学校全体で組織的に取り組み、いじめを許さない子ども社会の実現に努める必要があります。

（1）いじめを未然に防止するために

学校においては、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないよう、児童生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

< 児童に対して >

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行います。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努めます。
- ・わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てます。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがえの無い存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級活動の指導を通して育みます。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつようさまざまな活動の中で指導します。見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、他の先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導します。

< 教員に対して >

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努めます。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級活動の充実を図ります。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることをさまざまな活動を通して児童に示します。
- ・教職員は、不適切な認識や言動、差別的な言動が児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう十分留意します。

- ・児童一人一人の変化に気づく、敏感な感覚をもつように努めます。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもちます。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深めます。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにします。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識をもちます。

<学校全体として>

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくります。
- ・6月、道教委から提示される「安全・安心月間」、11月、市教委から提示される「いじめ防止強調月間」の各取組を、学校全体で具体化し、全児童に意識付けを図ります。
- ・いじめに関するアンケート調査を年に2回（6月・11月）実施し、結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有します。
- ・全学年「情報モラル教室」を実施します。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深めます。
- ・校長が、「いじめ問題」に関する講話を全校朝会でを行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気付いた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝えます。
- ・「いじめ問題」に関する児童会としての取組（あいさつ運動、標語募集等）を行います。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図ります。

<保護者・地域に対して>

- ・児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝えます。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校だより、PTA委員会、学校運営協議会等で伝えて、理解と協力をお願いします。

(2) いじめの早期発見をするために

いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知します。

<早期発見にむけて…「変化に気づく」>

- ・児童の様子について担任やスクールカウンセラーをはじめ、多くの教員で見守り、気付いたことを共有する場「情報交流会」（学期1回・状況に応じて）を活用し、未然防止に努めます。
- ・いじめ問題に迅速に対応するには、児童のささいな変化・兆候であってもいじめとの関連を常に考慮して、はやい段階から関わりをもち、看過することなく積極的な認知に努めます。様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感をもたせます。
- ・アンケート調査や子ども理解支援ツール「ほっと」等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深めます。
- ・ネットパトロールなどによるインターネット上のいじめの状況把握及び、関係機関と連携を強化します。

(3) いじめの早期対応にむけて

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、迅速に組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒を守り通すとともに、いじめを行った児童生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。

<具体的な取組> 早期の解決を…「傷口は小さいうちに」

- ・学校いじめ防止基本方針や早期発見・対処マニュアルに情報共有の手段や共有すべき内容を明記します。
- ・いじめられた児童及びいじめを知らせてきた児童を守り通し、安心して教育を受けられる環境を確保します。
- ・いじめた児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。
- ・いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えられるようにするとともに、いじめの事実を早期に学校、家庭、関係機関等に知らせることを促す指導をします。
- ・いじめられた児童及びいじめを知らせてきた児童の保護者への支援、助言をする。また、いじめた児童の保護者への協力要請及び助言をします。
- ・関係機関や専門家等との相談・連携を図るとともに、保護者会を開催するなどして保護者と情報を共有します。
- ・「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、いじめられた児童を守ります。その時には、学校での適切な指導・支援を行い、いじめられた者の意向にも配慮し、警察に相談・通報し、連携して対応していきます。
- ・解決に向けた取組後は、心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相等の期間（少なくとも3か月が目安）継続していることを確認します。

<相談ができる…「誰にでも」>

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

VI 早期対応の流れ

(1) 情報を確認した場合

- ①いじめ防止委員会の設置
- ②いじめ被害者児童の安全確保
(登下校時・休み時間・清掃時間・放課後)

(2) 正確な実態把握

- ①当事者双方・周囲児童から個々に聞き取る
- ②関係教職員と情報を共有し、正確で詳細な事実を把握する。

(3) 指導体制と方針の決定

- ①指導のねらいを明確にし、共通認識と理解を図る
- ②対応する教職員の役割分担を考える
- ③教育委員会、関係機関との連携を図る

(4) 児童への指導・支援と保護者との連携

- ①いじめられた児童を保護し、心配や不安を除く
- ②いじめた児童には、相手の痛みや苦しみに気づかせ、「決して許されない行為である」という人権意識を育てる
- ③家庭訪問や来校していただくなど、直接会い、誠意ある態度で、具体的な対応を伝える

(5) 事後の対応

- ①継続的な指導や支援を行う
- ②カウンセラーなどを活用し、心のケアを行う
- ③心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営の実践を行う

(7) 把握する最低限の情報

- ①誰が誰をいじているか（被害者と加害者を認識すること）
- ②いつ・どこで発生したことか（場所と時間を確認すること）
- ③どんな内容のいじめか、どんな被害を受けたか（内容を確認すること）
- ④いじめの原因は何か（背景と要因の確認をすること）
- ⑤いつから、いつまで続いているか（期間を確認すること）

Ⅶ インターネット上等のいじめについて

○メール・ブログ・チェーンメール・なりすまし・裏サイト等でのいじめ

◇匿名性により、自分だとわからなければ、何を書いても構わないと考え、誹謗中傷を書き込み、被害者にとっての、心理的苦痛が大きい。

○SNSから発生したいじめ

◇友達数名に限定したサイト（SNS）だからと安心して、掲示板に友達の悪口を書いたが、それを他の友達が、コピーして拡散したため、悪口を書いた本人に大量の誹謗中傷が書き込まれることになった。

掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、利用されやすく、スマートフォンで撮影した画像は、位置情報から自宅などが安易に特定される。画像の掲載は情報流失の可能性はある。

○動画共有サイトでのいじめ

◇遊びと称してプロレス技をかけられた過激な映像が、動画共有サイトに投稿される等が考えられる。流失した個人情報は、回収することが困難であり、不特定多数に流れることが懸念される。

<未然防止のために>

■学校のルール指導だけでは、定着が難しく家庭との連携・協力が不可欠である。双方で指導を行うことを確認します。

①保護者会等で伝えること

○児童のパソコンや携帯電話を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく「おたるスマート7」を参考に、家庭で児童を危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話をもたせる必要性について検討することを伝えます。

○インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流失する可能性など、スマートフォン特有のトラブルが起こっているという認識をもつことを伝えます。

- 「ネット上のいじめ」は他人が介入するなど、児童に深刻な影響を与えるという認識をもつことを伝えます。
- 家庭では、メールを見た時の表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化に気づけば、ためらいなく問いかけ、即座に学校へ相談することを伝えます。

②情報モラルの指導

インターネットの特殊性による危険や、児童が陥りやすい心理を踏まえ下記の指導を行います。

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- 違法情報や有害情報が含まれていること。
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪に問われる可能性があること。
- 一度流失した情報は、簡単に回収できないこと。

<早期発見・早期対応について>

①関係機関と連携したネット上の書き込みや画像などへの対応

- 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応など、具体的な方法を、児童、保護者に助言し、連携を取って取り組みます。
- 学校、保護者だけでは解決が困難な事例もあり、警察等の専門機関との連携して取り組みます。
- 書き込みや画像の削除に向けて取り組みます。

②情報モラル対策委員を学校におき、誹謗中傷や不適切な書き込みがないかどうか、ネットパトロールなど、見守り活動を推進します。

Ⅷ 新型コロナウイルス感染症のいじめについて

○「コロナ」や「ウイルス」、「バイキン」といった言葉を使った悪ふざけや嫌がらせ等のいじめ

◇鬼ごっこの感覚で悪気がなくでも、その扱いをされた児童は心に傷を負う可能性がある。

○校内外のうわさをもとにした嫌がらせ等のいじめ

◇うわさを口にするだけで、事実では無いことがあたかも事実のように聞こえてしまい、該当児童が傷つく可能性がある。

○感染者や濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づくいじめ

◇校内外の誹謗中傷がいじめに直につながる可能性がある。

<未然防止のために>

■学校での指導の他に、必要がある場合は家庭の協力も依頼

- ①子どもたちが、新型コロナウイルス感染症について正しく理解し、自分から感染リスクを避けることができるよう指導します。
- 感染予防の方法を知り、自ら意識して行動できるようにします。
- 「新しい学校生活のスタイル」を意識して過ごすことで、万が一感染が出た場合にもしっかりと対応できるようにします。

②家庭においても新型コロナウイルス感染症予防について取り組んでもらいます。

- マスクの着用など、外出の際なども意識して行動してもらおうようにします。
- 感染等があった場合、誹謗中傷等が無いよう配慮してもらおうようにする。

<早期発見・早期対応について>

①悪口や嫌がらせへの対応

- 毎朝の健康観察や生活の様子などから、気になる点がある場合、事実の確認など進めます。
- 学校だけでは解決が困難な場合は、保護者と連携し指導にあたります。
- SNS等への書き込みがある場合は、速やかに対応します。

②誹謗中傷や不適切な発言があった場合は、人権教育と関連づけながら指導にあたります。

- 学校での指導のみでは対応できない場合は、保護者や地域にも協力をお願いします。

IX 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、本基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生防止に努めます。

重大事態の意味

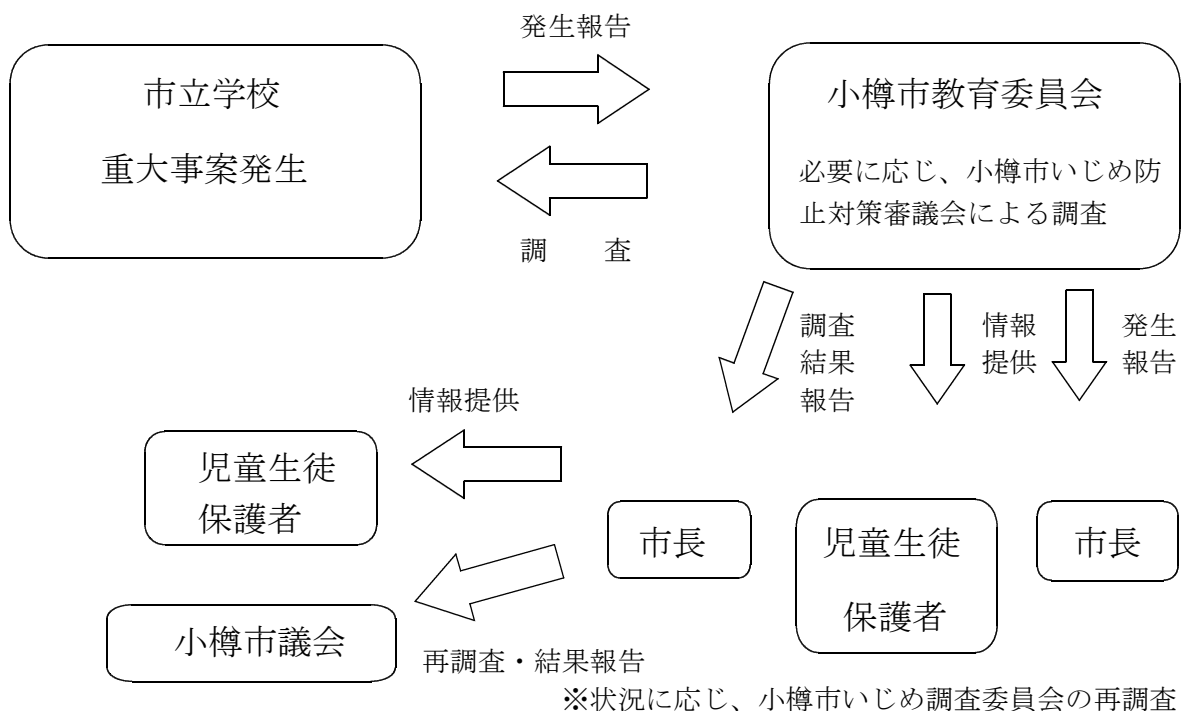
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。【法第 28 条第 1 項第 1 号】（以下「生命心身財産重大事態」という。）
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。【法第 28 条第 1 項第 2 号】（以下「不登校重大事態」という。）

※被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき」を含む。【基本方針 p 32, ガイドライン p 4】

重大事態の報告

市立学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報告する。

重大事態発生時のフロー図



【いじめ早期発見のためのチェックリスト】

学級に気になる児童がいる場合やアンケートにより「嫌な思いをしたことがある」と回答した児童の様子を観察し、次の項目に当てはまるかどうかチェックしてください。

<記入日年月日> 令和 年 月 日

<児童氏名> _____

①日常の行動や様子等

- 遅刻・欠席・早退が増えた。
- 保健室などで過ごす時間が増えた。または、すぐに保健室に行きたがる。
- 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。または、訪問する。
- 教職員の近くにいたがる。
- 登校時に、体の不調を訴える。
- 休み時間に一人で過ごすことが多い。
- 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。
- 表情が暗く（さえず）、元気がない。
- 視線をそらし、合わそうとしない。
- 衣服の汚れや擦り傷、傷み等が見られる。
- 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。
- 体に擦り傷やあざができていることがある。
- けがをしている理由を曖昧にする。

②授業や給食の様子

- 教室にいつも遅れて入ってくる。
- 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりする。
- 発言したり、褒められたりすると冷やかしやからかいがある。
- グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。
- グループ編成をすると机を離されたり、避けられたりする。
- 給食の際に配膳されなかったり、量を減らされたりする。
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする。

③放課後の様子

- 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。
- 清掃時間にいつも人の嫌がる仕事をしている。
- 一人で下校することが多い。

【いじめ対応チェックリスト】

<記入日年月日> 令和 年 月 日

このチェックリストは、学校がいじめの問題に適切に対応できる体制になっているか確かめるために、個々の教職員や「いじめ防止委員会」が使用します。

【いじめの防止や事案対処等のために必要な要件】

①教職員集団に関わる要件

- 学校いじめ防止基本方針の内容について教職員の共通理解が図られている。
- 全ての教職員がいじめの定義を理解している。
- 日頃から、教職員が管理職に報告・連絡・相談しやすい環境となっている。
- 全ての教職員が「学校いじめ対策組織（いじめ防止委員会）」の役割や構成員等を理解している。
- 「学校いじめ対策組織（いじめ防止委員会）」の会議が定期的開催される。
- 「学校いじめ対策組織（いじめ防止委員会）」等が中心となり、計画的にいじめに係る校内研修を実施している。

②いじめの早期発見のための要件

- 児童にとっていじめを訴えやすい環境の中で、いじめの把握のためのアンケート調査が実施されている。
- いじめの実態のためのアンケート調査実施後に、いじめに関係する児童に対する個人面談が確実に実施されている。
- 「けんか」や「ふざけ合い」などを含めていじめが疑われる場合に、複数の教職員が背景にある事情の調査等を慎重に行い、組織的にいじめに当たるかどうかの判断を行うことを徹底している。

③いじめの事案対処のための要件

- 教職員が把握したいじめを「学校いじめ対策組織（いじめ防止委員会）」に迅速、かつ正確に報告できる体制となっている。
- いじめが発生した際に、「学校いじめ対策組織（いじめ防止委員会）」が速やかに開催され、関係者間で情報を共有したり、対処プランを策定したりできる環境となっている。
- 「学校いじめ対策組織（いじめ防止委員会）」が外部専門家や外部機関と適切に連携できている。
- 全ての教職員が事案対処の流れを理解している。
- 全ての教職員が解消の判断基準を理解している。

④学校いじめ防止基本方針や「学校いじめ対策組織（いじめ防止委員会）」に関わる要件

- 学校いじめ防止基本方針の内容を見直し、必要に応じて変更している。
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組を、学校評価の評価項目に位置付け、学校評価の結果を取組の改善に役立てている。

別紙1 いじめ防止対応等年間指導計画

	職員会議等	未然防止の取組	早期発見の取組	備考
4月	○いじめ防止委員会 ・職員会議 (児童交流、配慮事項の確認) ・保護者会・家庭訪問等での情報収集や啓発 ・学校運営協議会	・いじめ定義の共通理解 ・学級、学年づくり ・人間関係づくり	・相談窓口周知 ～5月 ・休み時間などの見守り活動 ・スクールカウンセラーとの交流(年間を通じて) ・保護者、児童からの情報収集	・PTA総会での説明と啓発 ・ネットパトロール計画作成 ・ホームページによる周知
5月	・学級経営交流会(情報交換と共有)	・道徳教育の充実	・保護者、児童からの情報収集	
6月	□いじめに関わる研修	・行事との関連 ・児童会活動の充実	・いじめアンケート	・道教委いじめ調査 ・市教委「子どもの安全、安心を守るキャンペーン」
7月	・児童、保護者アンケートなどでの学校評価の実施 ・保護者会でのいじめ調査の報告など	・人権教育 ～2学期 ・情報モラル教室 ～2学期	・教育相談 ・児童アンケート(ほっと) ・保護者、児童からの情報収集	・道教委いじめ調査
8月	□研修会 (未然防止)			
9月	○いじめ防止委員会 ・情報共有と1学期の評価と2、3学期の計画	・道徳教育の充実 ・行事との関連 ・学級、学年づくり ・人間関係づくり		
10月	□研修会 (早期発見、対応)	・行事との関連	・個人懇談での情報共有	・いじめ防止標語 ・道教委いじめ調査
11月		・児童会活動の充実	・いじめアンケート	・市教委いじめ防止キャンペーン ・道教委いじめ調査
12月	・児童保護者アンケートでの学校評価の実施 ・学級経営評価 ・学校運営協議会 ・保護者会でのいじめ調査の報告など	・情報モラル教室	・教育相談 ・保護者、児童からの情報収集	・道教委いじめ調査 ・市教委いじめ調査

1月	○いじめ防止委員会 ・本年度の評価 ・課題の整理 ・次年度の計画作成		・児童からの情報収集（相談）	
2月	◇学校評議員会 ◇学校関係者評価委員会	・道徳教育の充実	・保護者、児童からの情報収集	
3月	○いじめ防止委員会 ・次年度の計画確認			・市教委いじめ調査

組織的な対応の流れ

